

鳥羽市景観審議会委員公募要領

1. 募集目的

鳥羽市では、鳥羽市景観条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議する鳥羽市景観審議会を設置し、当審議会に市民の声を反映させるため、公募委員を募集する。

公募委員は、学識経験者や各種団体の代表者など市が選任する委員と共に、鳥羽市の景観づくりに関する事項について調査審議を行う。

2. 募集人数

1 人程度

3. 任期

委嘱された日から 2 年間

4. 応募資格

応募日現在で、次のいずれにも該当すること

- ①鳥羽市在住の満 20 歳以上の方
- ②景観行政に関心のある方
- ③平日の日中に開催される会議に出席できる方

5. 報酬

会議出席毎に、市の規定による額を支払う。

6. 応募書類

- (1) 公募委員申込書
- (2) 作文（様式自由）400 字以内で作成する

【作文テーマ】

鳥羽市における次世代に継承する景観づくり

7. 応募方法

公募委員申込書及び作文を郵送または直接持参のいずれかの方法にて、建設課まちづくり整備室に提出する。

8. 応募期間

令和 6 年 6 月 1 日（土）から 6 月 14 日（金）

9. 選考方法

委員の選考については、選考委員により、作文等を審査のうえ決定する。

なお、募集人員が公募する委員数に満たなかった場合、又は選考の結果該当者がいなかった場合は、委員を選任することができる。

10. 選考結果の通知

選考結果については、応募された方全員に書面にて通知する。

11. 問い合わせ先

鳥羽市建設課まちづくり整備室

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

電話：0599-25-1175

FAX：0599-25-5241

メール：machi@city.toba.lg.jp